

## 営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領

### (総則)

第1条 本要領は、岐阜県都市建築部公共建築課が発注する事業において、発注者の指定又は受注者からの技術提案等によりBIMモデルの作成及び利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、本要領に記載のないものについては、国が定める「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を準用するものとする。

### (用語の定義)

第2条 BIMを活用したモデル事業における用語等は以下のとおり定義する。

#### (1) BIM (Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することをいう。

#### (2) BIMソフトウェア

意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIMモデルを作成するためのソフトウェアをいう。

#### (3) BIMモデル

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

#### (4) 干渉チェック

柱、はり、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材（以下「建物部材」という。）等の重なり（干渉）を確認することをいう。

### (活用する事業)

第3条 BIMシステムは、下記の事業において活用するものとする。

#### (1) BIMモデルを活用した施工に関する調整（営繕工事）

#### (2) BIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等（設計業務）

### (対象事業)

第4条 BIMを活用したモデル事業は、都市建築部公共建築課が発注する建築設計委託業務（設備設計委託業務を含む、以下同じ）及び営繕工事（建築一式、電気設備工事及び機械設備工事、以下同じ）のうち指定した事業を対象とする。なお、上記以外の建築設計委託業務及び営繕工事において、契約後、事業着手日（着工届に記載のある着手した日）までの間に受注者から申し入れ等があった場合は、受発注者の協議によりモ

ル事業として適用できるものとする。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第5条 発注者は、BIMを活用したモデル事業の場合は、入札公告、指名通知及び現場説明事項又は特記仕様書において、その旨を以下のとおり記載する。

(営繕工事の場合)

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

・・・

( )本工事は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

・・・

( )本工事は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

現場説明事項への記載

○ BIMを活用したモデル事業（発注者指定による場合）

( )本工事は、BIMを活用したモデル事業です。試行内容は、以下のとおりです。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

・試行内容：○○○○

(設計委託業務の場合)

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する委託

・・・

( )本委託は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

15 その他

・・・

( )本委託は、BIMを活用したモデル事業です。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

4. 設計与条件（発注者指定による場合）

( )本委託は、BIMを活用したモデル事業です。試行内容は、以下のとおりです。詳細は「営繕事業におけるBIMを活用したモデル事業実施試行要領」を参照してください。

- ・試行内容：○○○○

(実施方法等)

第6条 BIMを活用したモデル事業は、以下の区分に応じ業務内容を指定又は協議する。

(1) 発注者指定による場合

①BIMモデルを活用した施工に関する調整（営繕工事）

発注者は、以下の内容から事業に応じて試行内容のうち全部又は一部を指定して実施する。

- ・BIMを活用した仮設の検討
- ・BIMを活用したデジタルモックアップ（見本施工）
- ・BIMを活用した他工事との調整  
(機器・照明・スイッチ類位置の調整、干渉チェック)

②BIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等（設計業務）

発注者は、以下の内容から事業に応じて試行内容のうち全部又は一部を指定して実施する。

- ・基本設計に関する標準業務のBIM活用による実施
- ・実施設計に関する標準業務のBIM活用による実施

(2) 受注者提案による場合

受注者より提案があった場合は、事業着手前に上記(1)の区分に従って試行内容について監督職員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

2 前項(1)において、発注者指定以外の試行内容について受注者より追加の提案があった場合は、事業着手前に監督職員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

(成果物の形式等)

第7条 BIMモデルを成果物として提出する場合、当該BIMモデルを電子納品の対象とし、検討目的に応じた詳細度のものとする。この場合における成果物の作成方法及び確認方法については「BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）」（国営施第11号平成30年8月1日）によるものとする。

2 BIMモデルを成果物として提出する場合のデータ形式は、IFC（ISO16739:2013の国際規格をいう。以下同じ。）形式のファイル及びBIMオリジナルファイルとし、互換性を

確保するため、IFC 形式のファイルは可能な限りBIM オリジナルファイルと同等の情報が含まれたものとする。

- 3 BIM モデルを利用して動画等を作成し、成果物として提出する場合のデータ形式については、発注者と協議し、発注者の情報システム環境に対応したものとする。
- 4 BIM モデルの作成及び利用をして発注者に提出する設計業務の図面、工事の完成図等を作成する場合は、BIM モデルの他、発注者が別途指定又は承諾した場合を除き、BIM モデルから 2 次元のCAD データに変換等したのちに必要に応じて編集したものとする。
- 5 電子データを成果物として提出する場合は、上記（1）から（4）によるほか、設計業務については「建築設計業務等電子納品要領」（国営施第23 号平成30 年2 月26 日）により、工事については「營繕工事電子納品要領」（国営施第23 号平成30 年2 月26 日）によるものとする。

#### （BIM ソフトウェア）

第8条 BIM モデルを利用して成果物を作成する場合において、BIM ソフトウェアは、2 次元出力など、成果物に求められる形式に対応できるものとする。

また、異なるBIM ソフトウェアを使用して作成された意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIM モデルを統合して、技術的な検討を行う場合は、IFC 形式で入出力できるものとするなどBIM ソフトウェア間の互換性を確保するものとする。

#### （業務内容）

第9条 BIM を活用したモデル事業が、設計委託業務の場合は、国ガイドライン第2編 BIMガイドライン（設計業務編）による。

2 BIM を活用したモデル事業が、營繕工事の場合は、国ガイドライン第3編BIMガイドライン（工事編）による。

#### （積算方法）

第10条 BIM システム活用に係る費用は、以下の区分に応じ次のとおりとする。

##### （1）発注者指定による場合

発注者指定部分に対するBIM を活用することによる負担増加分（直接人件費）を計上する。なお、BIM システムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

##### （2）受注者提案による場合

BIM を活用することによる負担増加分、BIM システムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

2 前項（1）において、発注者指定以外の試行内容について受注者より追加の提案があった場合は、負担増加分等の追加計上はしないものとする。

(モデル事業における留意点)

第11条 本要領において疑義又は不明な点が生じた場合には、国ガイドラインによるほか受発注者間の協議により運用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月1日より施行する。